

地域リハビリテーションの推進及び高次脳機能障害者支援の実施

1 事業概要

平成25年10月に策定した「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」に基づき、平成26年度は、障害のある方の生活期リハビリテーションの充実に向けた準備や研修事業の拡充を進めてきた。

平成27年度は、地域リハビリテーションのより一層の推進や高次脳機能障害者支援等、基本方針に掲げた機能が果たせるよう身体障害者リハビリテーションセンター事業の再編強化等を図る。

また、これに伴い、再編強化の内容に見合うよう施設名称を「京都市地域リハビリテーション推進センター（仮称）」に変更し、障害のある方が快適に生活できる環境づくりや自己実現できる社会を推進していくための拠点として、以下の取組を実施する。

2 取組内容

(1) 地域リハビリテーションの推進に向けた取組

ア 社会活動・社会参画等に関する助言・相談

① 「障害のある方の加齢に伴う健康相談事業」「身体機能別相談事業」【新規】

障害のある方が目標を持ち、安心して社会活動・社会参画ができるよう、必要に応じて医師の診察ができる診療所機能も備えたうえ、障害特性や各々の活動目的に対応した医学的専門相談を実施する。

また、必要に応じて、自宅訪問や「障害福祉サービス事業所等訪問事業」との連携により、在宅生活におけるアドバイスや情報提供等を行う。

② 「ピア相談事業」【新規】

障害当事者の視点からの活動上の工夫やコツなどを助言するピアカウンセリングを障害者団体と協働して実施する。

イ 福祉サービス等の介護環境や活動支援に関する助言・提案

① 「障害福祉サービス事業所等訪問事業」【充実】

専門職員が障害福祉サービス事業所等を訪問し、支援に当たる職員等に対して、利用者個々の身体状況の把握や適切な介助方法、日中活動の方法等について、助言や提案を行う。

② 「地域リハビリテーション推進研修事業」【充実】

障害福祉サービス事業所等を対象に、障害に関する基本的、技術的な理解を促すための研修を実施する。

③ 「地域リハビリテーション交流セミナー事業」【充実】

各障害者地域自立支援協議会と協力して、各圏域において、地域リハビリテーション、福祉施策を題材とした研修及び情報発信を行う。

④「地域リハビリテーション推進会議」 【新規】

地域リハビリテーションにおける事業の進め方、市民協働、市民参画等に関して、関係各団体から意見をj得て、事業のスムーズな運営を図るために開催する。

ウ 福祉用具・住環境等の生活環境に関する助言・提案

○「福祉用具・住環境相談事業」 【新規】

従来から行っている補装具に関する判定だけでなく、福祉用具全般に係る利用相談、疾病や事故により身体に障害を有することとなった市民の退院後の在宅生活における住環境の整備、難病等の疾患の進行に伴う生活環境の改善などの助言や提案を行う。

また、必要に応じて、自宅訪問や「障害福祉サービス事業所等訪問事業」、「身体機能別相談事業」などとの連携により、指定相談支援事業所やサービス事業所、地域のかかりつけ医などへの協力や働きかけを行う。

(2) 高次脳機能障害者支援のための新たな拠点の設置

ア 高次脳機能障害専門相談窓口の設置（平成27年7月目途）

高次脳機能障害のある方を支援する拠点として、「高次脳機能障害専門相談窓口」を設置し、次に掲げる事業を実施する。

①「専門相談事業」 【新規】

脳損傷による記憶障害や認知機能の低下などに起因する社会生活上の悩みなどの相談事業を実施する。また、「地域連携コーディネータ」を設置し、地域で自立した社会生活が送れるように、その橋渡しを含めた支援を指定相談支援事業所等と協力して行う。

②「診療事業」 【新規】

脳損傷の治療直後などで、高次脳機能障害の診断にまで至っていない方からの相談に対応できるよう、確定診断等を行う。

③「グループ事業」 【新規】

相談のあった方を中心に、家族も対象とした障害受容を促すためのグループワークを実施し、地域の社会資源に繋がるまで切れ目のない支援ができるように取り組む。

④「専門研修事業」 【新規】

高次脳機能障害のある方が利用できる障害福祉サービス事業所等の社会資源の拡充や地域の医療機関の協力体制強化を旨として、障害福祉サービス事業所・医療機関等の職員に対して専門研修を実施する。

イ 高次脳機能障害のある市民のための障害福祉サービスの実施 【新規】

専門職員の配置体制を充実のうえ、現在の障害者支援施設を高次脳機能障害のある方を専門に訓練する入所・通所施設に転換する。

訓練に当たっては、脳損傷による記憶障害や認知機能の低下などの社会生活上の

こんなん たいおう しゅだん かくとく め ざ せいかつくんれん したいふじゆう かた きのう
困難に対応できる手段の獲得を目指す「生活訓練」と肢体不自由のある方への「機能
くんれん おこな じりつくんれん じっし
訓練」を行う自立訓練を実施する。

また、退所後の地域生活を支援するため、平成27年10月を目途に新たに「短期
にゅうしょじぎょう じっし
入所事業」を実施する。

| | | |
|-----------------------|---|-----|
| し せ つ が い よ う 施設概要 | じりつくんれん せいかつくんれん きのうくんれん 自立訓練（生活訓練・機能訓練） | 40名 |
| | し せ つ に ゆ う し ょ し え ん うち施設入所支援 | 30名 |
| | たんきにゅうしょ くうしやうりよう 短期入所（空床利用） | 2名 |

3 せいさくわく かくほ よきん 政策枠で確保した予算（3,000千円）の内訳

- | | |
|---|---------|
| (1) せんもんけんしゅうじぎょう じっし ざ いそくていそうちこうにゅう ぎじゆつかくとく 専門研修事業の実施（座位測定装置購入（シーティング技術獲得）） | 620千円 |
| (2) こうじのうきのうしやうがい かか けいはつ しえんしやようせい 高次脳機能障害に係る啓発・支援者養成 | 2,050千円 |
| (3) こうじのうきのうしやうがい かか つうしよ にゅうしょしえん せいかつくんれんようたんまつ 高次脳機能障害に係る通所・入所支援サービス（生活訓練用端末） | 330千円 |